

(写)
2 西市資第 33 号
令和 2 年 4 月 23 日

西東京市監査委員 櫻 井 勉 殿

西東京市監査委員 橋 本 勇 殿

西東京市監査委員 小 幡 勝 己 殿

西東京市長 丸 山 浩 一

令和元年度定期監査の結果に基づく是正・改善措置について（通知）

令和元年 10 月 2 日付 31 西監第 109 号により是正・改善措置を求められた事項について、別紙のとおり是正・改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。

指摘事項における是正・改善措置について

記

指摘事項 1	<p>主管課契約に関する事務について、日付に不整合があるもの、一体的に契約が可能な内容であるにもかかわらず個別に主管課契約を行っているものが見受けられた。</p> <p>また、実施起案等の書類に記載誤りや記載漏れ、添付書類に不備のあるものなどが見受けられた。</p> <p>契約事務の手引き等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>西東京市契約事務規則に基づき適正な事務処理を行う。</p> <p>起案から支出の手続までの契約事務の各段階において契約事務の手引きの確認や「主管課契約（請書契約）の手続チェックシート」を活用するよう課内に周知・徹底した。</p>
指摘事項 2	<p>公印の使用承認について、西東京市公印規則では、公印の押印を求めようとするときは、公印管守者又は公印取扱主任の承認を得ることを定めており、また、文書事務の手引では、回議用紙を用いないで決裁を受け施行する文書の場合は、公印押印申請書に必要な事項を記入し、公印管守者に提示することを定めている。しかし、回議用紙を用いないで決裁を受け施行する文書について、公印押印申請書を使用せずに公印を押印しているものなどが見受けられた。</p> <p>規程等にのっとり適正な事務を行うべきである。</p>
是正・ 改善措置	<p>西東京市公印規則及び文書事務の手引に基づき、適正な手順で公印の押印を行うよう課内に周知・徹底した。</p>

<p>指摘事項 3</p>	<p>記録媒体の取扱いについて、西東京市情報セキュリティポリシー及び西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順（以下「セキュリティポリシー等」という。）では、記録媒体を端末等に接続して使用する場合は、ネットワーク統括管理者及び情報システム管理者の許可を得、接続が許可された記録媒体については、管理台帳による記録・管理を行い、機密性2以上の情報資産を使用する場合には、使用記録簿に記録することを定めているが、情報推進課に申請が行われておらず、台帳や記録簿も作成していない記録媒体が保管されていた。</p> <p>使用する場合は、情報推進課への申請など必要な手続を行うなど、セキュリティポリシー等にのっとり適正な管理・運用を行うべきである。</p>
<p>是正・改善措置</p>	<p>西東京市情報セキュリティポリシー及び西東京市ネットワーク、システム、端末の利用に関する手順の規定に基づき適正な事務処理を行う。</p> <p>記録媒体を使用する場合、情報推進課への申請や管理台帳による記録・管理を行うこと、機密性2以上の情報資産を使用する場合は使用記録簿に記録をすることなど必要な事務手続を行うよう課内に周知・徹底した。</p>